事業

第四條　本會議ハ第三條記載ノ目的ヲ實現スル爲メ左記事業ヲ行フ

(1) 構成團体間ニ於ケル融和ト協力ノ緊密化
(2) 社會立法ノ制定及改善
(3) 國際勞働問題ニ對スル態度ノ決定
(4) 勞働時間　最低賃銀　團体協約　失業問題等ノ基礎的勞働條件ノ確立
(5) 產業別組織確立ヘノ協力
(6) 未組織勞働者ニ對スル組織運動

機關

第五條　本會議ニ左記機關ヲ設ク

(1) 大　會
(2) 評議員會
(3) 執行委員會